

価格高騰重点支援給付金（拡大給付分・7万円）を受給された皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 （こども加算）（5万円/こども1人）のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（こども加算）は、価格高騰重点支援給付金（拡大給付分・7万円）を受給された世帯のうち、同一世帯に18歳以下の児童（平成17年4月2日以降生まれ）がいる世帯に追加支援する給付金です。

・別世帯(単身で学校の寮に入っているなど)の生計を同一にする児童についても対象となる場合があります。

給付金の支給額

こども1人あたり5万円

給付金の支給時期

令和6年4月中旬より順次給付金を支給いたします。

支給の手続き

令和5年12月1日において、町の住民基本台帳に記載されている18歳以下の児童（平成17年4月2日以降生まれ）

- ・手続きは、**原則不要**です。
- ・4月中旬に、住民税非課税世帯給付金を令和6年1月～3月に支給した口座に振り込みます。
- ・支給要件を満たさない方、対象児童が他の親族等から扶養されている方、給付金受取口座の変更を希望される方、受給を辞退される方は、必要書類を郵送しますので、令和6年4月3日（水）までにお電話等でお申し出ください。

- ①令和5年12月2日から令和6年5月20日までに出生した新生児
- ②町の住民基本台帳に記載されていないが生計を同一にする18歳以下の児童（平成17年4月2日以降生まれ）

・**手続きが必要**です。

①新生児の手続き

▶ R5/12/2～R6/5/20に生まれた新生児については、6月中旬に別途通知しますのでお待ちください。

②別世帯の生計を同一にする18歳以下の児童の手続き

▶ 申請が必要です。必要書類を郵送しますので、令和6年4月3日（水）までにお電話等でお申し出ください。



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ



二宮町福祉保険課
価格高騰重点支援給付金担当
0463-75-9418
受付時間 平日8:30～17:15